無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎１階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口　41番窓口》

内　容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）
と　き：平日8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15 ～ 22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30 ～ 22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00 ～ 17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター　42番窓口》

内　容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）
と　き：平日8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎１階）☎ 0857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内１回です。

内　容：法律全般（弁護士応対）　　ところ：本庁舎
と　き：9/3（火）・10（火）・17（火）・24（火）
13:00 ～ 15:30（定員各５人・１人30分以内）
予　約：8/23（金）8:30 ～（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内　容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士応対）
と　き：9/11（水）13:00 ～ 15:30（定員５人）
ところ：本庁舎
予　約：9/4（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内　容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士応対）
と　き：9/19（木）13:00 ～ 15:45（定員３人）
ところ：本庁舎
予　約：9/12（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。　**※要予約**
と　き：9月18日（水）13:00 ～ 15:00
ところ：県庁 会議室（東町一丁目）
問 県消費生活センター（県庁第二庁舎２階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 FAX 0857-26-8144

人権・生活相談（無料）

と　き：8月6日（火）・20日（火）
15:00 ～ 17:00（定員各２人ずつ）
ところ：人権交流プラザ（幸町151）
内　容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー応対）
問 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067
※相談日以外でも、平日8:30 ～ 17:15は人権福祉員が応対しています。

行政への困りごと相談（無料）

内　容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）
と　き：8/14（水）・20（火）・27（火）・9/5（木）
13:30 ～ 15:00
ところ：8/14＝輝なんせ鳥取、8/20＝さざんか会館、8/27＝トスク本店インフォメーションルーム、9/5＝市役所駅南庁舎
※翌月７日までの情報を掲載しています。
問 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

と　き：8月8日（木）13:00 ～ 16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内　容：人権問題全般（人権擁護委員応対）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
問 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

「行テラス®」行政書士無料相談

と　き：8月10日（土）10:00 ～ 15:00 **※当日受付、先着順**
ところ：鳥取市立図書館２階 多目的ホール
内　容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手続きなど（行政書士応対）

と　き：9月1日（日）10:30 ～ 14:30 **※当日受付、先着順**
ところ：用瀬図書館 おはなしの部屋
内　容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士応対）
問 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

司法書士無料相談会

と　き：8月20日（火）16:00 ～ 18:00　**※要予約**
ところ：とりぎん文化会館 第５・６会議室
内　容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
問 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

働き方改革に関する相談

と　き：8月23日（金）13:00 ～ 16:00
ところ：本庁舎４階第２会議室
内　容：有給休暇の取得、残業の上限規制、同一労働・同一賃金などの対応に関すること（社会保険労務士応対）
問 働き方改革サポートオフィス鳥取 ☎ 0800-200-3295

不動産無料相談会

と　き：8月24日（土）10:00 ～ 16:00
ところ：さざんか会館 第１会議室
内　容：空き家・空き地の有効活用、不動産の購入・売却・住み替え、借地、空き家のリフォーム・リノベーション、相続不動産など不動産取引全般
問（公社）全日本不動産協会鳥取県本部
☎ 0857-29-5411 FAX 0857-29-5422

リファーレンいなば
リサイクルファクトリー８月スケジュール

内　容	日　時	定員	費用
マイバック・ショルダータイプ	10日（土）10:00 ～ 15:00	５人	無料
健康布ぞうり	20日（火）10:00 ～ 15:00	10人	100円
木工 少女と３匹のクマ	23日（金）10:00 ～ 12:00	５人	100円
ミニバラ作り（樹脂粘土）	28日（水）10:00 ～ 12:00	５人	100円

参加申込　当月１日より受付（先着順）
※持ち物など、詳しくは電話でお問い合わせください。
※上記以外の体験講座や外部出張も行います。お気軽にご相談ください。

ミニ企画！　秋のお宝みっけ市 開催！

ちょっとおもしろいものや、変わったものに加え、普段は出ない洋服類など……。ミニミニ市の開催！
と　き　９月１日（日）10:00 ～ 12:00
問 リファーレンいなば（伏野2220）
☎ 0857-59-6026　開館時間：10:00 ～ 16:00
休館日：月曜日（ただし月曜日が祝日の場合は翌平日）
※臨時休館日：９月７日（土）（施設保守点検のため）

中電ふれあいホール８月ギャラリーの案内

2日(金)～7日(水)	◆第51回光影クラブ写真展
9日(金)～14日(水)	◆高田啓一ベトナム写真展
16日(金)～21日(火)	◆わかさ刻書研究会作品展
23日(金)～28日(火)	◆鳥取聾学校卒業生写真展
30日(金)～9月4日(水)	◆秋と暮らしを楽しむ ～8人のアーティスト展～

問 中電ふれあいホール（片原一丁目201）
☎ 0857-22-0354　開館時間：9:30 ～ 17:30
休館日：毎週月曜日・年末年始　**※入館無料**

市税豆知識　入湯税
（環境施設などの整備の目的税）

入湯税は鉱泉浴場（温泉など）を利用する入湯客に課税され、入湯客から受け取った税金は鉱泉浴場の経営者が市に納めます。税額は１人１日につき150円です。ただし、満１２歳未満の人、一般公衆浴場の入湯客などへの課税は免除されます。納められた税金は、次の費用にあてられます

●清掃工場、下水処理場などの環境衛生施設の整備
●鉱泉源の保護管理施設の整備
●消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備
●観光施設の整備

問 駅南庁舎市民税課
☎ 0857-20-3411 FAX 0857-20-3401

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

ボランティア・市民活動に対する支援や相談、さまざまな情報提供を行っています。
※詳しくはセンターへお問い合わせください。

■今月の講座・相談会

はじめてみませんか？ボランティア入門講座　※要予約	
とき	8月　6日（火）10:00 ～ 11:00 8月28日（水）19:00 ～ 20:00
市民活動のための助成金相談会　※要予約	
とき	8月5日（月）　14:00 ～ 14:45 14:45 ～ 15:30
NPOなんでも相談会　※要予約	
とき	8月22日（木）10:00 ～ 10:45 10:45 ～ 11:30

所 さざんか会館１階（富安二丁目104-2）
市民活動拠点アクティブとっとり
問 鳥取市ボランティア･市民活動センター
☎ 0857-29-2228
HP http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

No.077

ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

問 駅南庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863

定期購入に注意を！

インターネットの広告を見て、４回以上の継続購入が条件の定期購入で、初回お試し価格５００円の健康食品を購入した。試してみたものの、続けたいとは思わなかったので、解約しようと電話をかけたが、何回かけても電話が混み合っていてつながらない。どうしたらいいか。

【アドバイス】

健康食品や化粧品などの、定期購入に関する相談が多数寄せられています。

中でも、「解約しようと事業者に電話をかけたがつながらない」という相談が多く、業者の定める解約期間が過ぎてしまい、解約できなかったという事例もあります。まずは、時間帯を変えてかけ直してみましょう。また、解約の申し出方法が、電話連絡のみに限られている場合でも、ファクシミリ、メールなどで解約の通知をし、事業者に連絡をした証拠として、記録を残しておきましょう。

他にも、「定期購入期間内の解約はできないと断られた」「通常価格を請求された」などのトラブルがあります。

申し込む際には、解約することも念頭におき、契約内容や解約条件をよく確認し、慎重に判断しましょう。

メープル助手

ガード博士からのワンポイント！

ガード博士